

岡山県看護職員確保対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 保健医療部に岡山県看護職員確保対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、岡山県看護職員需給見通しに基づき、看護職員の適正な需要・供給を図るとともに岡山県看護師等就労促進事業の効果的で円滑な事業展開を図ることを目的とする。

(検討内容)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 看護職員の需給に関すること。
- (2) 看護教育に関すること。
- (3) 看護の質の向上に関すること。
- (4) 岡山県看護師等就労促進事業実施状況と実施上の課題や解決の方策に関すること。
- (5) その他委員会において必要と認めること。

(組織及び委嘱等)

第4条 委員は、別表に定める者をもって構成し、知事が委嘱又は任命する。

また、県の看護職員確保対策施策等を相互に連携して推進する組織として県施策推進連携機関を設ける。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集及び運営)

第5条 委員会は、保健医療部長が招集するものとする。

2 委員会に議長を置き、委員の互選をもって決定する。

3 議長は、委員会を進行し総括するものとする。

4 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代理するものとする。

5 委員会に関する庶務は、医療推進課において処理するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成10年3月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

委員の任期の始期は、平成14年4月1日からとする。

(附則)

この要綱は、平成20年3月18日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年3月6日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

岡山県看護職員確保対策委員

関係団体	(公社)岡山県医師会の推薦する者
	(一社)岡山県病院協会の推薦する者
	(公社)岡山県看護協会の推薦する者
看護教育機関	岡山県看護教育施設代表者会の推薦する者
求人施設代表	(一社)岡山県病院協会の推薦する看護職の者
受益者代表	岡山県愛育委員連合会の推薦する者
学識経験者	医療・看護等に関する学識経験者
労働関係機関	岡山労働局職業安定部職業安定課長
	岡山公共職業安定所職業相談部長
行政機関等	岡山県保健医療部長

県施策推進連携機関

連携機関	岡山県保健所長会長
	教育庁高校教育課長
	総務学事課長
	長寿社会課長
	医療推進課長